

# 雇用調整助成金の特例措置

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

## 雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、事業主の申請に基づき、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成するものです。

## 【特例措置の対象となる対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※売上等事業活動の状況を示す直近の生産指標が、比較対象月と比べ**5%以上減少**していること等の要件があります

## 【特例措置の内容】

### ○助成内容・対象

※令和3年5月1日から令和4年3月31日まで

- ① 休業手当等に対する助成率 **中小企業4/5、大企業2/3**  
**解雇等を行わない場合【注1】【注3】 中小企業9/10、大企業3/4**  
※助成額の上限 **対象労働者1人1日当たり13,500円**  
※令和4年1・2月は11,000円、同年3月は9,000円
- ② 教育訓練を実施した場合、**中小企業2,400円、大企業1,800円を加算**します
- ③ **新規学卒者**など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象としています
- ④ **1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能です**
- ⑤ **雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象**にしています

### ○以下に該当する場合、助成率・助成額を引き上げています

※令和3年1月8日以降の休業等に適用

- ⑥ 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事による基本的対処方針に沿った要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等について、**助成率を最大10/10【注2】に引き上げています**  
※助成額の上限 **対象労働者1人1日当たり15,000円**
- ⑦ 生産指標が前年又は前々年同期と比べ、最近3か月の月平均値で30%以上減少した全国の企業に関して、**助成率を最大10/10【注2】に引き上げています**  
※助成額の上限 **対象労働者1人1日当たり15,000円**

【注1】令和2年1月24日以降解雇等を行っていない場合（～令和3年12月）

【注2】令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合

【注3】令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合（令和4年1月～）

### ○最低賃金引き上げを踏まえた雇用維持への支援

※令和3年10月から令和4年3月まで

- ⑧ 業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる本年10月から令和4年3月まで、休業規模要件を問わずに支給する。

i

- 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- 事業所の所在地を管轄する労働局またはハローワークにて申請を受け付けております（窓口、郵送またはオンライン）。
- コールセンターで雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。  
0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））



# 新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。

## 【対象者】

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、  
 ①令和2年4月1日から令和4年3月31日までに事業主が休業させた中小企業の労働者  
 ②令和2年4月1日から令和2年6月30日まで及び令和3年1月8日から令和4年3月31日まで（令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県はそれぞれの要請の始期以降）に事業主が休業させた大企業のシフト労働者等  
 のうち、**休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（※）**

※ 雇用保険被保険者でない方も対象となります。

## 【支給額】

**休業前賃金の80%（日額上限8,265円）**

- ※ ②のうち、令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業については60%
- ※ 令和3年4月までは日額上限11,000円、令和3年5月から12月までは日額上限9,900円
- ※ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設（飲食店等）の労働者については、令和3年5月1日～**令和4年3月31日**の期間において、1日あたりの支給上限額が**11,000円**
- ※ 休業実績に応じて支給

- ・1日8時間から3時間の勤務になるなど、**時短営業等で勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものと対象**となります。
- ・週5回から週3回の勤務になるなど、**月の一部分の休業も対象**となります。（就労した日などを休業実績から除いた上で、対象となります。）

## 【申請期限】

対象者	休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
①	令和2年10月～12月、令和3年1月～3月	令和3年12月31日（金）
②	令和2年4月～6月、令和3年1月8日～3月	
①・②	令和3年4月～12月	令和4年3月31日（木）
①・②	令和4年1月～3月	令和4年6月30日（木）

※中小企業にお勤めの場合：休業した期間が令和2年4月～9月であっても以下の場合であれば申請を受け付けます。

○令和2年10月30日に公表したリーフレットの対象となる以下の方

- ① いわゆるシフト制、日々雇用、登録型派遣で働かれている方、
- ② ショッピングセンターの休館に起因するような外的な事業運営環境の変化に起因する休業の場合、
- ③ ①②以外の方で労働条件通知書等により所定労働日が明確（「週〇日勤務」など）であり、かつ、労働者の都合による休業ではないにもかかわらず、労使で休業の事実について認識が一致しない場合。

→令和3年12月31日（金）までに申請いただければ、本制度を知った時期にかかわらず受け付けます。

○既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方

→支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内に申請いただければ受け付けます。

- 詳細な支給要件や手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- コールセンター（0120-221-276）で新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関するお問合せに対応します。（受付時間 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15）

# 小学校休業等対応助成金

## (労働者を雇用する事業者の方向け)

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業者へ助成します。

### 【対象事業者】

①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業者。

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等（※）した小学校等（※※）に通う子ども

※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象

※※小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園等

② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

### 【支給額】

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 ×10/10

※令和3年8月1日～12月31日までの休暇取得分は日額上限額13,500円

令和4年1月1日～2月28日までの休暇取得分は日額上限額11,000円

令和4年3月1日～3月31日までの休暇取得分は日額上限額9,000円

※申請する休暇の期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域に事業所のある企業については、支給上限は1日あたり15,000円

### 【適用日】

令和3年8月1日～令和4年3月31日の間に取得した有給の休暇

※春休み・夏休み・冬休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

※同一労働者の令和3年8月1日～同年9月30日の間に取得した有給の休暇について、両立支援等助成金育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）を申請または 受給している場合は本助成金の対象外です。

### 【申請期間】

●令和3年8月1日から同年10月31日までの休暇取得分 ⇒令和3年12月27日（必着）

●令和3年11月1日から同年12月31日までの休暇取得分 ⇒令和4年2月28日（必着）

●令和4年1月1日～3月31日までの休暇取得分⇒令和4年5月31日（必看）

● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

新型コロナ 休暇支援 検索



● 都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行っています。特別相談窓口や休業支援金・給付金の仕組みによる労働者からの直接申請については、[こちら](#)をご参照ください。

● 一般的なお問合せについては、  
雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター  
0120-60-3999 受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

## 小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

【対象者（委託を受けて個人で仕事をする方）】

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、**一定の要件**を満たす方。

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等（※）した小学校等（※※）に通う子ども  
※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象  
※※小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園等
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

### 一定の要件

- 個人で仕事をする予定であった場合
- 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から業務内容、業務を行う場所・日時などについて一定の指定を受けているなどの場合

【支給額】

仕事ができなかった日について、

令和3年8月1日～12月31日⇒1日当たり6,750円（定額）

令和4年1月1日～2月28日⇒1日当たり5,500円（定額）

令和4年3月1日～3月31日⇒1日当たり4,500円（定額）

※申請する仕事ができなかった期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域に住所を有する方は1日あたり7,500円（定額）

【適用日】

令和3年8月1日～令和4年3月31日

※春休み・夏休み・冬休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

【申請期間】

仕事ができなかった日が

令和3年8月1日～10月31日⇒令和3年12月27日まで（必着）

令和3年11月1日～12月31日⇒令和4年2月28日まで（必着）

令和4年1月1日～3月31日⇒令和4年5月31日まで（必着）



● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

- お問い合わせについては、**雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター**  
0120-60-3999  
受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）



# 緊急小口資金・総合支援資金（生活費）

各都道府県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方々へ特例貸付を実施しています。  
（令和4年3月末まで申込受付）

## 緊急小口資金（一時的な資金が必要な方【主に休業された方】）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付を行います。

**対象者** 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯  
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。

**貸付上限額** 20万円以内

**据置期間** 1年以内

**償還期限** 2年以内

**貸付利子・保証人**

無利子・不要

## 総合支援資金（生活の立て直しが必要な方【主に失業された方等】）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

**対象者** 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯  
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても対象となります。

**貸付上限額** （2人以上）月20万円以内（貸付期間：原則3か月以内）  
（単身）月15万円以内

**据置期間** 1年以内

**償還期限** 10年以内

**貸付利子・保証人** 無利子・不要

※令和3年12月末までに緊急小口資金と総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受ける場合に、再貸付（3か月以内60万円以内）が利用できます。

※1 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとしています。（緊急小口資金については、令和3年度又は令和4年度の住民税非課税を確認し一括免除を行います。総合支援資金については、①初回貸付分は緊急小口資金と同様に令和3年度又は令和4年度の住民税非課税を確認、②延長貸付分は令和5年度の住民税非課税を確認、③再貸付分は令和6年度の住民税非課税を確認し、それぞれ一括免除を行います。住民税非課税世帯を確認する対象は、借受人及び世帯主となります。）

※2 総合支援資金を新規に申請する場合には、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって貸付を行います。

※3 令和4年12月末以前に返済時期が到来する予定の貸付について、返済の開始時期を令和5年1月末まで延長します。

### ●一般的なお問合せは相談コールセンター

0120-46-1999 ※ 平日9:00～17:00

### ●生活支援特設ホームページ（特例貸付）はこちら

### ●お申込みはお住まいの市区町村社会福祉協議会にお電話ください。

※ 郵送でのお申込みもできます。

※ 都道府県・指定都市社協のHPでは、“リンク集”や“市町村・区社協一覧（名簿）”として市区町村社協HPを掲載しております。掲載されていない場合は、インターネット上の検索サイトを利用して検索をお願いします。

